

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、軽自動車税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市長

公表日

令和4年7月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税賦課事務
②事務の概要	地方税法に基づき、4月1日現在、定置場が八千代市内にある原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車を所有または使用している人に対し軽自動車税賦課事務を行っている。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 軽自動車税の賦課に関する事務
③システムの名称	軽自動車税システム, 団体内統合宛名システム, 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報照会の根拠) 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 市民税課 諸税班 047-421-6692

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長	市民税課長 萩原 潤	事後	平成28年4月1日の人事異動による変更
平成29年7月13日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒276-8501千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 情報管理課 情報公開室 047-483-1151(代)	〒276-8501千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	事後	平成28年4月1日の組織改正による変更
平成29年7月13日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成29年6月21日 時点	事後	
平成29年7月13日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成29年6月21日 時点	事後	
平成30年5月30日	I. 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一16の項2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省命令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省命令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省命令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	誤字の訂正等
平成30年5月30日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27の項2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省命令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省命令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠)第20条 (主務省令における情報照会の根拠)第20条	1. 番号法別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠)第20条	事後	誤字の訂正等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月30日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 萩原 潤	市民税課長 坂根 和男	事後	平成30年4月1日の人事異動による変更
平成30年5月30日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月21日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
平成30年5月30日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月21日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和1年6月24日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和1年6月24日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和1年6月24日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 坂根 和男	課長	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和2年7月17日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和2年7月17日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713	事後	連絡先電話番号変更
令和3年11月25日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5八千代市役所 市民税課 諸税班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5八千代市役所 市民税課 諸税班 047-421-6692	事後	連絡先電話番号変更
令和3年11月25日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱ. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更